

## 2.2 人権教育

---

### 【評価項目 2-0-1】 人権教育の現状

- (KG1) 人権意識の涵養とその現状
- (KG2) 人権教育に関わる課題の把握

### 【評価項目 2-0-2】 人権問題への対応

- (必須要素) ハラスメント防止のための措置の適切性
- (選択要素) セクシャル・ハラスメント防止への対応
- (KG1) アカデミック・ハラスメント防止への対応
- (KG2) その他ハラスメント防止への対応
- (KG3) 人権侵害の防止とその対応

#### <2003年度に設定した目標>

1. 人権教育の一層の充実、展開を図る。
2. 人権教育研究室の事務組織の在り方について検討する。

#### (現状の説明)

1. 本学が人権問題に本格的に取り組み始めたのは、1971年に一教員による差別発言事件が生じたことが契機であった。問題提起した学生との長く、厳しく、真剣な対話や学内外での議論の中で、部落差別の問題の解決は本学の社会的責任であり、教学の基本に関わるものであり、本学全体として主体的に取り組むべき課題であることが共通の認識にまで高まった。

その結果、本学の人権教育は、当初「同和教育」として、本格的には1973年度から開始された。科目名は「日本社会と部落問題」（その後「部落問題」と改称された）とされ、当時本学独自の開講形態である全学開講「総合コース」を利用する形で進められた。

また、1975年9月には大学評議会において「同和教育の基本方針」が決定された。ここでは「同和教育は、すべての人にその人間としての意味を問いただす、秀れた意味での人間教育の機会であり、差別からの解放を志向する人間形成の場として推進する」という認識が示され、これに基づいて同和教育に取り組んできた。それから10年の取り組みへの反省を踏まえ、同和教育委員会から出された答申「本学における同和教育の総括と今後取り組むべき課題」が1984年3月の大学評議会で承認された。その中で示された「部落差別、民族差別、障害者差別、女性差別などのあらゆる差別を見抜く眼の確立と、差別を許さぬ心の陶冶の原点を見据え、10年の反省に基づいて初心にかえり、本学構成員各自がそれぞれの立場に立って、この問題を自らの問題として捉え、本学の教育の責務を果たさなければならない」という姿勢のもとでその後の取り組みが展開された。

「総合コース」では人権教育のその後の広がりに従って、「在日朝鮮人問題」（1977）、「男性社会と女性」（1986）、「身体障害者問題」（1988：その後「障害者問題」と改称された）と広がり、今では「人権問題入門」（2004）を開講し、人権問題の多様性と本質を受講生が理解できるようになるための努力をしている。これら人権科目の開講に加えて、毎年数回、学生に加えて教職員も参加できる人権講演会を開催し、人権意識の涵養に努めている。また、2003年度以降新任教職員のための「人権研究プログラム」を人権

教育研究室の全面的な協力のもと実施している。これらの諸活動は、「国連人権教育の10年（1995-2004）」を念頭に置いたものである。なお、各学部等においても新入生オリエンテーションにおいて人権問題講演会を開催するとともに、学部主催の人権問題研修会・研究会が開催されている。

本学の人権教育は、人権教育研究室（1995年度設置。以前は、同和プロジェクト・チームによる研究であり、その成果は領家穰編『日本近代化と部落問題』（1996）として公表されている）における人権研究を基礎とし、人権教育を専門とする教員によるのではなく、他に専門を持ちながらその研究と人権教育とを組み合わせる努力をする中で実施されている。この人権教育研究室が研究と教育の担い手であるとする、大学執行部（副学長の一人が人権問題を担当し、同じ職務に専念する学長補佐＜人権教育研究室メンバー＞とともに担っている）は、現実には起こりうる人権侵害事件を担当し、その解決を担うことになっている。このような役割分担はきわめて有用であると考えている

2. これら人権教育の担い手である人権教育研究室と人権侵害が生じた際の問題解決を図る大学執行部との関係は、2003年度に生じた「広島折り鶴事件」の解決にも見られるように、十分でないにせよ効果をあげている（事件後、人権教育研究室と教務部とが協力し新たに総合コース「平和学『広島・長崎講座』」・「平和学特別演習」を開講できた）。しかし、人権教育研究室は、現在西宮上ヶ原キャンパスの整備途上にあつて、その組織に相応しい場所と事務組織とが整えられていない状況にある。

3. 1999年4月のいわゆる「男女雇用均等法」改正後に求められた人権擁護と危機管理の側面をもつセクシャル・ハラスメント防止のための啓発とその活動にも取り組んでいる。すでに1999年に「セクシャル・ハラスメント相談規程」を制定し、学内における具体的なセクシャル・ハラスメント事象を解決するための相談制度を整備するとともに、「セクシャル・ハラスメント調査委員会規程」を制定し、特に深刻なケースにおいては事実関係を確認するための体制を整えている。同時に「関西学院大学セクシャル・ハラスメント防止のためのガイドライン」と「セクシャル・ハラスメント相談員一覧」を作成し、学生・教職員に配布している。同時に、留学生や外国人教員のための英語版を作成し、必要に応じて配布している。さらに、全教職員を対象とした啓発ビデオ上映会、啓発ポスターの作成、大学主催人権問題講演会にもこの問題を取りあげている。

また、大学とりわけ大学院教育にあつて問題となるアカデミック・ハラスメントについては、その問題点の重要性を認識した段階である。

4. 21世紀は人権の世紀であるといわれ、国際的にも国内的にも人権を取り巻く状況は変化しつつある。特に2004年は、1995年から始まった「国連人権教育の10年」が区切りを迎え、新たな展開をしようとする節目の年にあたる。そこで1988年4月に発刊された『人権問題資料集』（毎年、学生・教職員に配付）の前文に記載された大学の人権教育に対する基本方針を見直し、新たに策定するため、2004年度に入つてすぐに「人権教育検討委員会」を学長のもとに設置した。なお、従来の前文では、「同和教育の基本方針」（1975）、「身体障害者問題に対する基本理念」（1975）、「本学における同和教育の総括と今後取り組むべき課題」（1984）の内容が主要事項となっている。人権教育検討委員会からは2004年10月14日付で答申（「関西学院大学における人権教育についての総括」と「取り

組むべき課題と施策」について)が出され、大学評議会で報告承認を受けた。この内容は、2005年度版の『人権問題資料集』の巻頭に掲載され、新入生、新任教職員に配付された。この答申は、新たな状況における人権教育の基本方針を定めるための準備が不十分であることを自覚し、まずは、本学が今取り組むべき課題と施策を提起するものとなっている。この答申と従来の前文とあわせて、本学の基本的考え方とし、2005年度から新たに人権教育に取り組んでいくことになった。

#### (点検・評価の結果)

1. 本学における人権に関する研究、教育、啓発活動の結果、人権に関する知識については、学生・教職員ともその多くを持つようになったが、それは時として人権知識偏重(教養としての人権)という弊害を生んでいる。その克服には、各学生・教職員にあって、その「知識」がいつでも「行動」として現れる必要がある。別言すれば、「知識」としての「差別を見抜く眼」が「差別を許さぬ心」と「行動」とを伴う必要がある。これこそが、まさに真の人間教育である。もっともそのような教育の実現は現実にはきわめて困難である。しかし、困難だからといって諦めるのではなく、人権教育を一つの運動ととらえ、飽くなき追求をすべきであり、そのためのシステムを研究・教育・啓発のレベルで開発、改善していくべきである。
2. 人権教育研究室の場所と事務組織は、2005年度末には整備される予定である。その際、人権教育研究室は本学の建学の理念であるキリスト教主義教育の担い手の一つである「吉岡記念館」(旧宗教センター)内に設置されることになっており、キリスト教主義教育と人権教育との一体化が実現できる。
3. セクシャル・ハラスメント防止に対する施策は、制度としては適切であるが、実際に問題が生じた際に、相談を受けた相談員がいかにかその相談に応じるかについての具体的な訓練をする機会がこれまではほとんどなく、各相談員の経験に委ねているのが現状である。また、アカデミック・ハラスメント防止についての施策については、この問題の重要性を大学としてやっと認識できたばかりであり、今後そのための施策の実現を図らなければならない。とりわけ、大学院におけるセクシャル・ハラスメントは、このアカデミック・ハラスメントを背景にして起こる場合が想定されるため、アカデミック・ハラスメント防止の施策策定に際しては、このような重層的な人権侵害を念頭に入れたシステム作りが緊急の課題である。その他のハラスメントについては、その重要さは認識されておらず、今後の大きな課題である。その中でも、教育機関、とりわけ教職課程を有する本学では、子どもの人権に関する研究・教育・啓発活動が重要となる。

#### (改善の具体的方策)

1. 人権教育にとって「真の人間教育」の実現が解決すべきもっとも重要な課題である、との認識は、すでに1975年に指摘され(「同和教育の基本方針」)、その克服のための努力が重ねられてきたが、今なお同じ指摘をせざるを得ないのが現状である。しかし、たとえこの課題の実現が、将来とも教育機関として背負わざるを得ない課題であるとの認識に立てば、その実現を目指して、社会の動向と学生・教職員の資質の変化を注視もし

ながら、もっとも相応しいテーマをもって、その研究・教育・啓発活動を運動として続ける必要がある。その意味では、2004年度に開講された「人権論入門」（管理社会・マイノリティー問題などを通じて人権を考える授業となっている）や2005年度から開講の「在日外国人の抱える問題と人権」は、現代的な人権に関する問題の存在を知らしめることで「人権を見抜く眼」を養わせる大きな機会になると考えられる。それがさらに進んで「差別を許さない心」の涵養に至るには、それら人権科目を担当する教員の日ごろの教育実践に頼らざるを得ないのが現状である。

2. 人権教育研究室の事務組織については、新しく建設される「吉岡記念館」に人権教育研究室の設置を想定して、その改革が練られなければならない。その一つとして、事務組織の充実が必要である。その業務は、大学図書館との連携のものに、人権教育・研究に不可欠な資料の収集・整理・配架・貸し出しなど図書館機能を持たせることが必要である。
3. セクシャル・ハラスメント防止について、制度的には整っているが、その担い手の養成については、未だ不十分な体制である。従って、学内外での相談員の研修会などを積極的に利用し、次の世代の相談員や大学執行部での担い手、人権教育研究室の研究員の養成が必要である。研究員の養成については、人権教育研究室に学内公募研究員制度が設けられているが、新たな意欲を強くもった研究員が応募の上採用されている。この制度を今後さらに活用することが、より質の高い相談員や大学執行部での担い手を最終的には育てることになる。

また、最近大学とりわけ大学院教育にあって問題となるアカデミック・ハラスメント防止については、一方で、大学執行部において現在「アカデミック・ハラスメント防止のためのガイドライン」の作成を行っており、2006年度の配布を目指している。他方、大学院教務学生委員会に置かれたFD部会においても、課題の摘出と整理、さらには具体的な解決策を求めるための話し合いの場を設定できた段階である。